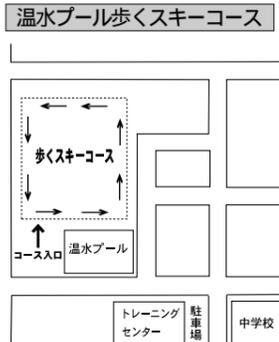


歩くスキーコースをご利用ください

好評の歩くスキーコースを、今年も温水プールの横に開設します。降雪状況により、コース整備に時間を要する場合がありますが、冬の運動不足解消にぜひご利用ください。

なお、駐車場とトイレは、トレーニングセンター、中央公民館をご利用ください。

また、歩くスキーの道具はトレーニングセンターで貸し出しますのでお気軽にご利用ください(スキー道具の返却は貸し出し当日をお願いします)。



問い合わせ先
中央公民館生涯学習課 ☎76 - 2713

ご家庭における節電のお願い

日頃より、節電にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。今冬におきましても、引き続き、節電にご協力をお願いいたします。

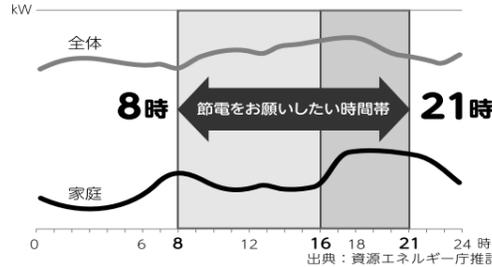
ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯

12月1日(月)～3月31日(火) 平日8時～21時

※12月29日から31日までおよび1月2日を除く。

- 特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降(16時～21時)の時間帯の節電にご協力をお願いします。
- なお、この冬の需要として見込んである定着節電量の水準(2010年度最大電力比:▲4.7%)を目安に節電をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯についても、可能な範囲での節電をお願いします。

冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方(イメージ)



節電にご協力いただきたい電気製品

照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段からお使いの電気製品の節電にご協力をお願いします。



津別病院の在宅医療支援

《その④...訪問看護の料金》

訪問看護は、年齢に関係なくどなたでも支援が受けられます。利用する場合は、公的保険(医療保険・介護保険)が使えますが、どちらになるかは疾患の種類や介護認定されているかどうかで決まります。

【公的保険で訪問看護を利用する方の条件】

	介護保険を利用する場合	医療保険を利用する場合
65歳以上	要支援・要介護と認定された方	・介護認定に該当しない方 ・厚生労働大臣が認める特定疾患の方
支払額	553円(1回) + ※290円(1回/月) ◎緊急時訪問看護加算	1割負担 → 555円(1回) 3割負担 → 1,665円(1回) ※車代が100～300円位



65歳未満は条件が異なります。特例もありますので、詳しくはご相談下さい。

問い合わせ先
丸玉産業 津別病院 在宅支援室 治部 ☎(代)76 - 2121

働いている調理師の皆様へ!

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、今年は届出の必要な年となっています。

- 届出が必要な調理師の方とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。
- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
 - ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

届出は、社団法人北海道全調理師会北見支部に平成27年1月15日までに行ってください。

届出用紙は、社団法人北海道全調理師会北見支部及び北見保健所に備えてあります。

また、インターネットでの届出も可能です。次のウェブサイトアドレス(URL)もしくはQRコードからアクセスしてください。

ウェブサイトアドレス(URL)
<https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=P1GzAedy>
QRコード(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



スケート記録会に参加しよう!

日時 1月24日(土)
受付: 午前9時 開始: 午前9時30分
場所 町民スケートリンク 津別小グラウンド
種目【個人】1人2種目まで参加できます。

- ・ 幼児、小学1・2年男・女 100m・200m
- ・ 小学3～6年男・女 250m・500m・1000m
- ・ 中学・高校男・女 500m・1000m
- ・ 一般女子 250m・500m
- ・ 一般男子 500m・1000m



- 【チーム対抗リレー】男女問わず4名1組
- ・ 低学年の部(1年生～3年生) 1人半周
 - ・ 高学年の部(4年生～6年生) 1人1周
 - ・ 中学生の部、一般の部(高校生含) 1人1周
- 【レクリエーション】全員(自由参加) 氷上綱引き

申し込み 小中学生は、1月19日(月)までに中央公民館生涯学習課に申し込みをしてください。
幼児・一般(高校生を含む)は、当日会場にて受付。
問い合わせ先 中央公民館生涯学習課 ☎76 - 2713

障がい者控除対象者認定書

障がい者控除とは 本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について 障がい者控除の対象となる方は、身体障がい者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の認定調査票や主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、介護保険担当へ申請してください。

要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。
介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度、申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者控除対象者	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者(3級～6級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A」に該当する
特別障がい者控除対象者	知的障がい者(重度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	身体障がい者(1級・2級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」及び「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ ☎76 - 2151 (内線230)

緊急通報は110番 相談電話は「#9110」に!

1月10日は110番の日です

110番は、事件・事故などが発生した場合に、警察へ緊急通報をするための電話です。

110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問しますので、慌てず落ち着いて正しく教えてください。

携帯電話で110番する場合、移動していると通話がとぎれることがありますし、車を運転しながらの電話は法令違反となります。必ず安全な場所に停止して通報してください。

また、警察官が早く現場に到着できるように、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

急を要しない相談や照会などは、警察相談電話#9110または最寄りの警察署、交番・駐在所へお問い合わせください。

皆様の110番の正しい利用をお願いします。



問い合わせ先 美幌警察署 ☎72 - 0110